

令和7年度 港区役所廃棄文書売払契約（単価契約）仕様書

この仕様書は、大阪市港区役所廃棄文書の売却に関して定めるものである。

1 売却物件

売払物品：廃棄文書

予定数量：約 11,620 kg

※数量はあくまで過去3ヵ年の実績から見込んだ予定数量であり、実際とは大きく差異が生じることがある。なお、発生荷姿は本市の都合により決定する。（令和6年度実績：12,310 kg）

2 契約期限

令和8年3月31日まで

（令和7年12月1日～令和8年3月31日のうち、本市が指定する2日間）

3 回収場所

（1）大阪市港区市岡1丁目15番25号 港区役所 検診車スペース

4 引取方法等

- （1）契約期間中、買受人は本市の指定する数量を引取るものとする。
- （2）引取時間は、本市職員との協議により定めるものとする。
- （3）引取物が荷崩れ・離散等を起こさないよう安全面に細心の注意を払って収集運搬を行うこと。
- （4）引取りの際に入庫する車両については、車高3.0m以下の車両にて入庫すること。
- （5）引取物については溶解処理とし、溶解釜を所有する者の発行する溶解証明書を後日提出すること。
- （6）引取物の運搬に際しては、「車両使用に係る特記仕様書」に基づいたグリーン配送適合車を用いること。
- （7）作業に関しては信義をもって誠実に履行し、業務上知り得た秘密は他に漏洩しないこと。また、契約期間終了後においても同様とする。
- （8）収集運搬するにあたっては、積み残しのないよう収集すること。また、常に清潔で安全に収集を行い、引取物が周辺に散乱することの無いよう心がけ、周辺に散乱させた場合は速やかに清掃を行い清潔の保持に努めること。

5 引取費用

引取に関する諸費用は、買受人の負担とする。

6 計量

引取物については、計量法に基づく検査を受けた計量器において計量を行い、その計量結果をすみやかにFAXにて報告すること。

（FAX番号 06-6572-9511）

7 代金の納入

代金の納入については、業務完了報告書及び溶解証明書等の提出があった日の属する月の翌月末までに確定数量分の代金を、本市発行の納入通知書により納付すること。

8 その他

- (1) 本契約は単価契約とし、契約単価は見積もり合わせ時に示した単価とする。
- (2) 予定数量は契約期間中における本市の予定売却量を示すものであるが、実際数量との差異について、買受人は異議を申し立てることができない。
- (3) 引取物の中には、一定程度不純物(古紙として処理できないもの)が含まれているが、売払価格については、不純物込みの重量となるので、見積もり提出における単価算定の際は十分に考慮すること。
- (4) 本契約は、契約書、仕様書、別添各種特記仕様書、その他関係法令等に基づき履行すること。
- (5) 本件契約の履行に当たって、契約書・仕様書に記載のない事項については、原則として本市の指示に従うこと。

問合せ先 港区役所 総務課（電話：06-6576-9631 FAX：06-6572-9511）